

指定相当地球温暖化対策事業所に係る手順のフロー図

●凡例：事業所による提出・申請等の手続きが必要な箇所は◎、都が実施する事項の箇所は■、検証が必要な箇所は★（指定相当の計画書は検証なし）

※下図 A から G は、次頁参照

項目	第2計画期間		整理期間(～2021年9月末)		第3計画期間		
	…2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
指定相当地球温暖化対策事業所の該当確認 既存の指定地球温暖化対策事業所 【指定→指定相当】 廃止等届出書において、事業所の削減義務期間終了年度を「中小企業等が二分の一以上所有するという要件に該当する年度の前年度まで」 ^{※1} と選択した場合の例			「中小企業等が1/2以上所有」に該当 11月末まで☆ ◎指定として計画書(F) (★検証有り)	9月末まで ◎指定の廃止等届出書(G) 中小企業等確認書(C) ■指定の取消し ■指定相当の該当確認 11月末又は指定相当の該当確認日から90日以内 ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し)	11月末まで ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C) 削減義務対象外となるのは2020年度から(事業者が選択した削減義務期間における義務履行が確認された)	同左	同左
新たに指定相当地球温暖化対策事業所になる事業所 【新規→指定相当】		新たに1,500kL以上、かつ「中小企業等が1/2以上所有」に該当	10月末まで☆ ◎指定相当該当届出書(A) 中小企業等確認書(C) ■指定相当の該当確認 11月末又は指定相当の該当確認日から90日まで☆ ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し)	11月末まで ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	同左	同左	同左
指定相当地球温暖化対策事業所から指定地球温暖化対策事業所への指定 【指定相当→指定】				11月末まで ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	「中小企業等が1/2以上所有」に非該当 11月末まで ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	10月末まで ◎指定に係る確認書(E) (★検証有り) ■指定相当の廃止等該当確認 11月末又は指定から90日以内 ◎指定としての計画書(F)	11月末まで ◎指定としての計画書(F) (★検証有り) 3カ年連続で1,500kL以上に該当した場合には特定に指定 参考：2023年度に指定になった場合、2022年度から2024年度までの3カ年連続して1,500kL以上で特定に指定
指定相当地球温暖化対策事業所の廃止等 【指定相当→廃止等】				11月末まで ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	1,000kL未満又は3カ年連続で1,500kL未満に該当 11月末まで ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	9月末まで ^{※2} ◎指定相当の廃止等届出書(D) 廃止又は休止 30日以内 ◎指定相当の廃止等届出書(D) ■指定相当の廃止等該当確認 11月以降の廃止又は休止の場合、当該年度は計画書の提出が必要	

※1：事業者は指定地球温暖化対策事業所廃止等届出において、事業所の削減義務期間終了年度を、①中小企業等が二分の一以上所有するという要件に該当する年度の前年度まで、②要件に該当する年度まで、③削減計画期間の終了年度まで、のいずれかの年度から選択可能
 ※2：削減義務期間の終了年度として、中小企業等が二分の一以上所有するという要件に該当する年度もしくは削減計画期間の終了年度を選択した事業所の場合、検証が必要となる。
 ※3：東京都地球温暖化対策法の改正(2019年度)に伴い、2020年度から適用
 ☆2020年度に限り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、特別措置あり。

指定相当地球温暖化対策事業所に関する提出書類

●指定相当地球温暖化対策事業所に関する書類は、下図のとおり

分類	提出書類（名称）	提出時期						主な記載内容	
		【指定→指定相当】		【新規→指定相当】		【指定相当→指定】			【指定相当→取消】
		初年度	翌年度以降	初年度	翌年度以降	初年度	翌年度以降		
指定相当地球温暖化対策事業所	A 指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書	-	-	10月末	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 所有事業者氏名 事業所概要 前年度エネルギー使用量、排出量（検証無し）
	地球温暖化対策計画書提出書・計画書	いずれか遅い 期日 ①11月末 ②該当確認日 から90日	11月末	いずれか遅い 期日 ①11月末 ②該当確認日 から90日	11月末	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 削減目標、削減対策の計画・実績 推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量
	特定テナント等地球温暖化対策計画書 （事業所の所有事業者がとりまとめて都へ提出）								<ul style="list-style-type: none"> テナント独自の削減対策の計画・実績
	特定温室効果ガス排出量算定報告書								<ul style="list-style-type: none"> 前年度の特定温室効果ガス排出量（☆）
	その他ガス排出量算定報告書								<ul style="list-style-type: none"> 前年度のその他ガス排出量
	点検表								<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス削減対策の点検
	自動車点検表	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の使用に係る対策の点検 							
	C 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	9月末	※変更等なければ根拠書類は不要	10月末	※変更等なければ根拠書類は不要	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等の所有等割合 前年度からの所有者である中小企業等の変更内容（2回目以降の提出時のみ）
	【別添1】「所有等割合計算書」及び根拠書類								<ul style="list-style-type: none"> 所有者である中小企業等の氏名 所有者である中小企業等の所有等割合
	【別添2】「義務対象外となる中小企業者について」及び根拠書類								<ul style="list-style-type: none"> 所有者である中小企業等のうち、中小企業者の情報（従業員数、資本金、資本関係、役員情報等）
D 指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書	-	-	-	-	-	-	(廃止)30日以内 (縮小)9月末	<ul style="list-style-type: none"> 廃止、規模縮小の状況 	
特定温室効果ガス排出量算定報告書	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の特定温室効果ガス排出量（検証無し） 	
指定地球温暖化対策事業所	E 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	-	-	-	-	10月末	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 指定地球温暖化対策事業者氏名 事業所概要 前年度エネルギー使用量、排出量（検証有り）
	地球温暖化対策計画書提出書・計画書	-	-	-	-	いずれか遅い 期日 ①11月末 ②指定日から 90日	11月末	-	<ul style="list-style-type: none"> 削減目標、削減対策の計画・実績 推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量
	特定テナント等地球温暖化対策計画書 （事業所の所有事業者がとりまとめて都へ提出）								<ul style="list-style-type: none"> テナント独自の削減対策の計画・実績
	特定温室効果ガス排出量算定報告書								<ul style="list-style-type: none"> 前年度の特定温室効果ガス排出量（検証有り）
	その他ガス排出量算定報告書								<ul style="list-style-type: none"> 前年度のその他ガス排出量
	点検表								<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス削減対策の点検
	自動車点検表	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の使用に係る対策の点検 							
G 指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書	(縮小) 9月末	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 規模縮小の状況 	
特定温室効果ガス排出量算定報告書								<ul style="list-style-type: none"> 前年度の特定温室効果ガス排出量（検証は原則不要。但し、削減義務期間を「中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで」以外を選択した場合は必要。） 	

☆ 【指定→指定相当】のケースで、削減義務期間の終了年度として、中小企業等二分の一以上所有するという要件に該当する年度もしくは削減義務期間の終了年度を選択した事業所の場合、削減義務期間の毎年度の検証が必要となる。